

令和5年第12回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和5年12月19日
2. 開催日時 令和5年12月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人

5. 出席委員

1番	堤	透委員
2番	高田	里美委員
3番	古川	正敏委員
4番	廣瀬	普委員
5番	森	隆委員
6番	浅野	隆士委員
7番	林	鉄雄委員
8番	岩田	好博委員
9番	北村	一也委員
10番	酒井	健詞委員
11番	青木	千恵子委員
12番	高田	住代委員
13番	岩田	重雄委員

6. 欠席委員 なし

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤	之則
事務局次長	玉置	公司
書記	杉原	昌実
書記	梅田	莉奈

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 その他について

農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第12回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、10番酒井健詞委員、11番青木千恵子委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について令和5年11月13日から令和5年12月11日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第20号、報告第21号について、質疑等ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。

○議 長 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議 長 議案第38号番号1について、酒井健詞委員ご意見ありますか。

○酒井委員 特段ございません。よろしくお願いします。

○議 長 議案第39号番号1について、森隆委員ご意見ありますか。

○森委員 特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

○議 長 議案第39号番号2について、岩田好博委員ご意見ありますか。

○岩田委員 先ほどの説明の通りで問題ありません。よろしくお願いします。

○議 長 議案第39号番号3について、北村一也委員ご意見ありますか。

○北村委員 事務局の説明の通りでございます。隣地の営農に支障がないと思われますので
よろしくご審議をお願いします。

○議 長 議案第39号番号4について、高田住代委員ご意見ありますか。

○高田委員 特にありません。よろしくお願いします。

○議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けた
いと思います。暫時休憩とします。再開は2時00分とします。
(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第38号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 申請地において何の作物を作付予定ですか。面積だけみると狭小なので、大規模に耕作される印象と異なって感じますがいかがでしょうか。

○事務局 現在この申請地は、譲受人が水稻の担い手として中間管理事業を通した契約をされておりますので、従前通りに水稻として耕作されると思われます。申請地の隣地でも譲受人が耕作しておりますので問題ないと判断しております。

○議長 他に質疑、意見はありませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第38号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 長 議案第39号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○廣瀬委員 申請地の北側は農地のままでしょうか。この周辺での集団防除の際に、協力の要望や説明を市は行うのですか。

○事務局 農地のままです。随時行っているわけではありませんが、広報を通じて毎年実施される協定防除の事前案内や協力の要望をしております。

○北村委員 申請地の周辺は集団農地になっていますが、ここしか申請できなかったのでしょうか。別の場所も協議されましたか。

○事務局 農業振興地域農用地区域、一般的に青地と称される農地につきましては、それ以外の農地を優先的に検討し、最終的にその農地を選択せざるを得なかったという理由を求められますが、本申請農地につきましては、市街化調整区域に存在しており、そこまでは求められません。農地法による第1種農地としての集落接続要件は南側に宅地が連なることから満たしていると判断できる上に、農業集積に

支障があるか否かという観点からも、角地の転用でありエリア内で最も影響が少ない場所と言えられると思います。以上の見地より、地元の区長、農業委員も本申請農地の転用を了承されたと受けとめています。

○議 長 他に質疑、意見はありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第39号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第39号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第39号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第39号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第39号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第39号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 39 号番号 4 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第 4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。
(農業経営基盤強化促進法旧法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている旨、事務局説明)
- 議 長 議案第 40 号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 40 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第 5、その他について、農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 農地利用状況調査の進捗状況について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議長　これにて、瑞穂市農業委員会第１２回総会を閉会いたします。